



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

目次	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*33 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則	(行政改革課)	1
○ 告示		
812 有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	2
813 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)	3
814 生活保護法による指定介護機関の廃止	(")	3
815 生活保護法による指定施術機関の廃止	(")	3
816 生活保護法による医療機関の指定	(")	4
817 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	4
818 指定自立支援医療機関の指定	(")	4
819 "	(")	4
820 指定自立支援医療機関の変更	(")	5
821 特定病院の認定	(")	5
822 救急病院の認定	(医務課)	5
823 "	(")	5
824 保安林の指定の解除予定	(森林整備課)	5
825 保安林の指定予定の通知	(")	6
826 さんご漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間	(資源管理課)	6
827 鯨類追込網漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間	(")	8
828 道路の位置の指定	(都市政策課)	9
○ 警察本部告示		
8 一般競争入札による落札者の決定		9
○ 公告		
和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の指定管理者の指定	(港湾空港振興課)	9

規 則

和歌山県規則第33号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

（課の中に置く室等）
 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	地域プロジェクト対策室
略	

2～5 略

（企画部各課の任務及び所掌事務）
 第17条 略

第18条

地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第5号、第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

（名称、担当事務及び所管課室）
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	略	企画総務課 地域プロジェクト対策室
略		

（課の中に置く室等）
 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	I R推進室 地域プロジェクト対策室
略	

2～5 略

（企画部各課の任務及び所掌事務）
 第17条 略

第18条 I R推進室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第5号に掲げる事務を所掌する。
 2 地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

（名称、担当事務及び所管課室）
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	略	企画総務課 I R推進室
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第812号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和4年6月21日指定した。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	COMIC必剣 Vol. 18	69492-01	楽楽出版
雑 誌	芸能界暴かれたくない闇の黒歴史封印解禁	ISBN978-4-86714-904-1	ブレインハウス
コミック	実話ローレンス 7月号	18019-7	辰巳出版
コミック	うわさの女	50462-55	リイド社

雑誌	芸能お宝最新特報BUZ0000N!!! Vol. 6	ISBN978-4-89212-667-3	インテルフィン
雑誌	実話ナックルズ 月刊6・7月合併号	04877-7	大洋図書
コミック	漫画大激闘 Vol. 17	69491-96	楽楽出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
御薬新 26-03	サン・ハート薬局御坊店	御坊市菌97-4	令和 4. 2. 24
橋薬新 21-26	紀北調剤薬局	橋本市東家六丁目1番20号	令和 4. 5. 31

和歌山県告示第814号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
御坊市外五ヶ町病院 経営事務組合	御坊市菌116-2	御坊市在宅介護支援 センター国保日高総合病院	御坊市菌116-2	居宅介護支援	平成 15. 12. 20
株式会社三和	御坊市湯川町小松原 607-4	三和デイサービス本 町店	御坊市菌198-8	通所介護・介護予 防通所介護	平成 30. 9. 30

和歌山県告示第815号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
御柔新 9-03	酒本千寛	さけもと整骨院（柔道整復） 御坊市湯川町財部641-5	令和 4. 6. 17

和歌山県告示第816号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田医新 93-04	医療法人月森泌尿器科クリニック	田辺市明洋二丁目21-5	令和 4. 6. 13

和歌山県告示第817号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011800 277	社会福祉法人和歌山つくし会訪問介護ステーションつくしの里	岩出市中迫665	行動援護	特定なし	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市吉礼字八ツ井486番地1	令和 4. 7. 1

和歌山県告示第818号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
エバグリーン薬局橋本店	橋本市東家六丁目343-2	岩本瑞樹	令和 4. 7. 1

和歌山県告示第819号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
合同会社紀州くどやま	伊都郡九度山町入郷71-4	訪問看護ステーション英～はな～	令和4.7.1

和歌山県告示第820号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
阪神調剤薬局和歌山御坊店	御坊市藪96番1	医療機関の所在地	御坊市藪96-9	御坊市藪96番1	令和4.6.1

和歌山県告示第821号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	所 在 地	認定期間
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31	令和4.7.1～令和7.6.30

和歌山県告示第822号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 ひだか病院
- 2 所在地 御坊市藪116-2
- 3 有効期限 令和7年6月30日

和歌山県告示第823号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター
- 2 所在地 田辺市たきない町27-1
- 3 有効期限 令和7年6月30日

和歌山県告示第824号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593の6（次の図に示す部分に限る。）、野島坂ノ谷1528・1528の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第825号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町檜葉字小栗須834の1・834の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第826号

和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、規則第4条第1項第2号に掲げるさんご漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
さんご網漁業 さんご潜	日高郡印南町切目崎西端から正西の方位線と熊野川河口中央から南東の方位線とに挟まれた和歌山県地先海面とする。ただし、さんご網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	1	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成

水艇漁業	<p>については、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソの点を順次結んだ線と陸岸とに囲まれた区域を除く。</p> <p>ア 日高郡印南町切目崎西端 イ 日高郡印南町切目崎西端から正南10,000mの点 ウ 西牟婁郡白浜町市江崎灯台中心から南西3,500mの点 エ 西牟婁郡すさみ町周参見港稲積島灯台中心から南西4,500mの点 オ 西牟婁郡すさみ町江須崎灯台中心から正南2,500mの点 カ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から南西3,000mの点 キ 東牟婁郡串本町潮岬灯台中心から正南2,000mの点 ク 東牟婁郡串本町出雲崎突端から南東2,000mの点 ケ 東牟婁郡串本町檜野崎灯台中心から南東2,000mの点 コ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から南東2,500mの点 サ 東牟婁郡太地町梶取崎灯台中心から北東3,500mの点 シ 東牟婁郡那智勝浦町宇久井駒崎灯台中心から南東3,500mの点 ス 熊野川河口中央から南東5,000mの点 セ 熊野川河口中央 ソ 北緯33度43分24.2秒東経136度00分39.1秒の点（世界測地系）</p>			<p>員を含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員を含む法人</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	-----------------------------------------------------

（操業区域の欄のアからセまでに掲げる地点については、世界測地系にて表したものを和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。ただし、コ及びサの条件は、さんご網漁業に係る許可又は起業の認可をするときに限り、付けることがある。

ア あかささんご、ももいろさんご、しろさんご以外のさんごを採捕してはならない。

イ 1漁期における生体の採捕量の合計は、知事が指定する量以内とする。

ウ さんごについて、根元から3cm未満のもの又は根元から3cmの部分が直径7mm未満のものを採捕した場合は、直ちに採捕した場所において放流しなければならない。

エ 日没から日の出までの間は、操業をしてはならない。

オ 漁業を営むに当たって、他の漁業の妨害をしてはならない。

カ 操業中は、知事が指定した標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

キ 同時に使用できる船舶は、知事が指定する隻数以内とする。

ク 船舶を使用するときは、グローバルポジショニングシステムにより航跡を記録しておかなければならない。

ケ 操業後は、知事の指示に従い、操業及び採捕の実績を報告しなければならない。

コ 船舶1隻につき用いることができるさんご網は1か統とし、網地1房の長さは1.5m以内、桁の長さは

5m以内とする。

サ 動力を用いてさんご網を曳網してはならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月1日から同年8月2日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和5年1月31日までとする。

和歌山県告示第827号

和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、規則第4条第1項第12号に掲げる鯨類追込網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
鯨類追込網漁業	東牟婁郡串本町檜野埼正南の線以東の和歌山県沖合海域	9月1日から翌年4月30日まで	1	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人 2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。

ア 1漁期の鯨種毎の捕獲頭数は、毎年別途指示した頭数の範囲内とする。

イ 漁業を営むに当たって、免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。

ウ 追い込む場所は許可を受けた者が所属する漁業協同組合の共同漁業権に係る漁場内に限る。ただし、他の共同漁業権に係る漁場であっても、当該共同漁業権者の同意を得た場合はこの限りでない。

エ 捕獲頭数調整等のために操業停止の指示をした場合は、これに従うこと。

オ 捕獲した鯨類の水揚げは、本漁業の許可を受けた者が所属する漁業協同組合の職員の立会の下に、原則として、当該所属する漁業協同組合の共同漁業権に係る漁場の所在する漁港等の港において行わなければならない。

カ 本漁業の許可を受けた者は、別に定める漁獲成績報告書を知事に提出するものとする。

キ 許可を受けた日から6か月間又は引き続き1年間休業したときは、許可の取消しの対象となるので、あらかじめ休業期間を定め、届け出ること。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月1日から同年8月2日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和7年8月31日までとする。

和歌山県告示第828号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3614	田辺市南新万1129番1の一部、1129番2の一部、1129番15の一部、1129番63の一部、1139番1の一部	田辺市あけぼの36番11-2号 さくら不動産販売株式会社 代表取締役 西嶋聡	令和 4. 6. 17	5. 75	21. 72

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月1日

和歌山県警察本部長 遠 藤 剛

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
令和4年5月25日
- 落札者の氏名及び住所
和歌山県警察総合捜査情報分析支援システム構築委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 落札金額
415,646,330円（うち消費税及び地方消費税の額37,786,030円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年4月5日

公 告

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第14条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリ

ーナ（クルーザーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 和歌山マリーナ運営コンソーシアム
(代表となる団体)
株式会社岡山マリン・ボートセンター
岡山県岡山市中区江崎86番地の5
(構成員)
有限会社アルゴス
和歌山県和歌山市手平二丁目3番2号
(構成員)
大揚興業株式会社
和歌山県和歌山市新通二丁目10番1
- 2 指定の期間 令和4年10月1日から令和7年3月31日まで